

国立公園の公園計画等の見直し要領

国立公園の公園区域及び公園計画（以下「公園計画等」という。）の見直しは以下によることとする。なお、本要領において「国立公園の公園計画作成要領」、「国立公園の指定書、公園計画書並びに公園区域及び公園計画変更書作成要領」及び「国立公園の区域図及び公園計画図等作成要領」（平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305173 号自然環境局長通知）は、それぞれ「計画要領」、「計画書等要領」及び「計画図等要領」というものとする。

1 公園計画等の見直しの目的

国立公園（以下「公園」という。）をとりまく自然的・社会的条件の変化に公園計画を対応させるため公園計画等について所要の改訂を行うことを目的とする。

2 公園計画等の見直しの作業区分

(1) 再検討

再検討とは、昭和 48 年 11 月以前に指定された公園について、当該公園指定後の自然的・社会的条件の変化に対応して、当初の公園計画等の全般的な見直し作業をいう。なお、当該公園が性格の異なる複数の地域からなる場合は地域毎に変更することができるものとする。

その際、特別保護地区及び地種区分が未定の特別地域についてはこれを決定するとともに、利用施設計画についてもその設定を促進するものとする。

(2) 点検

点検とは、再検討が終了した公園又は昭和 48 年 11 月以降に指定された公園について、公園又は地域単位で、概ね 5 年毎に実施する公園計画等の見直し作業をいう。なお、公園計画等の変更の必要性も含めて現行公園計画等を見直した結果、公園計画等の変更までに及ばなかった場合においても、点検が終了したものとみなすものとする。

(3) 一部変更

一部変更とは、上記以外の公園計画等の変更であって、次の事情により公園計画等の一部について見直しを実施することが必要な場合において行う、所要部分のみの公園計画等の変更をいう。

ア 火山活動、土砂崩壊その他災害若しくは突発的事情が発生し、又はそのおそれがある等により、公園の適正な保護及び利用の安全確保等の観点から、早急に公園計画等を変更する必要がある場合

イ 環境省が自然公園の保護又は適正な利用の観点から、政策的に規制又は施設の整備を早急に進めるために公園計画等を変更する必要がある場合

ウ 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく離島振興計画や他の地域振興計画が策定又は変更され、自然的、社会的実情に照らして当該公園の保護又は適正な利用に資すると認められる場合

3 公園計画等の見直しの基本的な方針

(1) 公園区域

公園区域については次の場合に変更を検討する。ただし、地域の開発を目的とする公園区域の削除は原則として行わないものとする。

ア 公園区域線の明確化を図るために必要な場合

イ これまで公園区域の拡張について検討中の場合又は学術調査報告等により新たに公園区域への編入が必要と判断された場合

ウ 公園区域の境界に接して既に市街化が著しく進行する等、自然公園の区域として存続させる意義が薄れ、公園区域の削除が適当と判断された場合。

この場合、現行公園区域に隣接し比較的良好な自然環境が残されている地域があれば区域に包含するなど、努めて当該公園全体の質的な維持向上を図るものとする。

(2) 規制計画

ア 最近の社会的条件等の変化も踏まえ、学術調査報告等の資料に基づいて、区域内の各部分について風景の質の再評価を行い、計画要領第4・II・1・(1)に掲げる自然風景の質に応じた規制計画となるよう見直すものとする。

イ 自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条第35項により、特定の行為について当該基準により難い特別の事由があると認められ、基準が緩和又は強化された特別地域については、その指針の内容により、現行の地種区分を維持するか、地種区分の変更を行うか、又は特別地域の区域から削除するかを検討する。

ウ 管理の適正化を図るため、各地区毎の保護対象とこれについての保護管理の方針を明らかにするよう努めるものとする。

エ 優れた自然の風景地における利用の多様化及び増大に対処し、適正な公園利用の確保と一帯の自然景観の保全を図るため、地域の実情に応じた利用規制の方策についても幅広く検討することとし、必要に応じて利用調整地区の指定を検討するものとする。

オ 地種区分線毎にその境界線の明確化を図る。

(3) 事業計画

ア 施設計画

(ア) 自然環境の保全を図りつつ自然景観の質に対応した適正な公園利用の場を確保し、良質かつ持続可能な利用を促進する観点から、社会情勢の変化を踏まえ、公園利用の実態、風致景観への影響等を勘案し、施設計画を見直すものとする。その際、事業執行状況を踏まえ、既存施設計画に基づく事業実施の必要性、可能性も含めて検討するものとする。

(イ) 損なわれた自然環境の再生を始め、必要な保護施設計画について、積極的に取り込むよう検討するものとする。

(ウ) 既存の利用施設計画も含め、利用者層や自然条件等を踏まえた整備の方針を明らかにするよう努めるものとする。

(エ) 他省庁の所管する事業で、公園施設に馴染むものについては、原則として

施設計画施設として位置付けるものとし、関係省庁との調整を図るものとする。

- (オ) 計画に当たっては、自然再生施設、博物展示施設、マイカー規制用駐車場等であって、自然公園内の損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減し良好な自然環境を創出するためと認められ、又は計画施設の利用者の大部分が公園利用者であると認められ、その機能を発揮させる上で、公園の区域外に整備することが必要不可欠な場合を除き、公園区域内に計画するものとする。
- (カ) 長距離自然歩道については既設の歩道を含めて自然歩道線として整理統合し、一本化する。

イ 生態系維持回復計画

- (ア) 生態系維持回復計画に基づき、生態系維持回復事業計画を策定して同事業を実施し、モニタリングを行った結果、生態系維持回復計画の位置又は実施方針を変更する必要があると判断される場合には、生態系維持回復計画を見直すこととする。

4 公園計画等の見直し実務

(1) 公園計画等の見直し作業の開始時期

ア 再検討

再検討が終了していない公園については、早急にこれを実施するものとする。

イ 点検

再検討又は点検の終了した年度（官報告示日の属する年度）の翌年度から起算して3年度目を超える公園であって、点検の、基本方針が策定されていない国立公園を管轄する各地方環境事務所、釧路、長野及び那覇自然環境事務所並びに高松事務所（以下「事務所」という。）に対して、国立公園課から点検作業を開始するよう通知を行う。当該点検において検討すべき事項もあわせて通知するものとする。通知を受けた事務所は、情報収集、整理を行う等、点検作業を開始し、調査等の状況に応じて点検作業の開始を国立公園課に申し出るものとする。なお、地域の自然的、社会的条件の変化が著しい場合、地域からの要望がある場合等必要があれば、点検に着手することは妨げない。

ウ 一部変更

上記2・(3)・アからウまでに掲げる状況が生じた場合、速やかに作業の開始を国立公園課に申し出るものとする。

(2) 作業主体

ア 検討作業の取りまとめは、国立公園課において行うが、資料の収集、解析、素案作成等の各段階毎に事務所が担当自然保護官事務所と連携し、関係都道府県等と緊密な連絡のもとにその協力を得て作業を進めるものとする。

イ この作業に当たっては、国の関係行政機関、関係都道府県及び市町村とも事前に十分連絡調整を図ることとする。特に特別地域の地種区分等保護規制計画を検討す